






資料 1 - S

- ・ 補助金交付決定通知書

副組長	支店長	主幹	主査	主任	係			受付
								



大阪府指令北農緑第 1851 号

豊能郡能勢町大里 17 番地  
大阪府森林組合 豊能支店

平成 22 年 10 月 8 日付け大森豊発第 8 号で申請のあった森林整備加速化・林業再生事業（間伐）補助金は、大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号）及び大阪府林業関係補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり交付します。

平成 22 年 10 月 15 日

大阪府北部農と緑の総合事務所



記

- 1 補助金交付決定額 金 25,750,000 円
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付条件
  - (1) 次のいずれかに該当する場合、速やかに大阪府北部農と緑の総合事務所長の承認を受けること。
    - ア 補助事業の内容の変更をする場合  
(大阪府林業関係補助金交付要綱第 4 条第 3 項に定める事項を除く。)
    - イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに大阪府北部農と緑の総合事務所長に報告してその指示を受けること。
  - (3) 補助事業者は、実績報告（大阪府補助金交付規則第 12 条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、各事業主体の当該補助金に係る消費税仕込控除額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - (4) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る消費税仕込控除額があることが確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において（3）により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）の総額等を速やかに大阪府北部農と緑の総合事務所長に報告するとともに、当該金額を府に返還しなければならない。
  - (5) 上記のほか、森林整備加速化・林業再生事業実施要領（平成 21 年 5 月 29 日 21 林整計第 89 号林野庁長官通知）別紙 2 の 6 に掲げる条件を遵守しなければならない。